

増税ニッポンの未来を知る

4月の消費増税をはじめとする一連の制度改正で、私たちの暮らしはどう変わるのか。

4月の消費増税が間近に迫ってきた。消費増税が引き上げられると、家賃や医療費、教育費を除くほとんどのモノ、サービスの値段が上がり、家計を圧迫する。消費増税の逆進性対策として2種類の給付措置が取られるが、これらを考慮しても負担増は避けられそうにない。

左ページの表は制度改正が家計に与える影響をシミュレーションした結果だ。家族構成と年収別に29パターンの世帯を想定した。給与が13年から16年まで変わらず、消費増税以外の要因では物価が変動しない、と仮定している。

して、14年中に一度限り、所得制限世帯を除く、児童手当の支給額が子ども1人当たりで1万円増額されるという制度だ。

子どもが2人いる4人世帯なら、2万円の増額となる。夫が正社員で妻が専業主婦の「片働き世帯」では、年収が低くなるほど、14年の実質可処分所得の減少率（13年比）は小さい。同じ2万円の増額でも、年収の低い世帯ほど、その恩恵が大きくなるからだ。

加速する共働き、優遇、高齢世帯は負担急増

同じ世帯年収で比べると、妻が専業主婦であるか働きに出ているかで、手取りがずいぶん異なる。累進課税である所得税は、年収が高くなるほど税率が上がる仕組み。1人で1000万円を稼ぐよりも、夫と妻それぞれが500万円を稼ぐほうが税負担は少なくなるのだ。

影響の大きいところでは、児童手当の所得制限が「共働き世帯」に有

増税と社会保険料増で家計はこう変わる!

家族構成別 年収別 29パターン徹底シミュレーション

大和総研 金融調査部研究員 ● 是枝俊悟

年収1000万円前後の会社員は、制度改正の荒波をまともにかぶる。14年の児童手当の臨時増額も対象外

片働きの年収800万円世帯と比べると、16年の実質可処分所得が妻の稼ぎ分ほぼ純増しているのがわかる

単身とDINKs世帯の負担増のほとんどは消費増税による。家計には比較的余裕があるが、結婚や出産を考えれば貯蓄・投資に回したい

収入の多い年金世帯には負担増の軽減策がない。世帯収入360万円の年金夫婦世帯は、29パターンの中で実質可処分所得の減少率が最大

(注) 正社員は社会保険適用の会社員。パートは年収100万円、社会保険不適用。4人世帯の子ども2人は試算期間を通じて3歳以上中学生以下。夫と妻の年収、働き方が表記と違っても試算結果は同じ
(出所) 大和総研(40~45頁)

こうした税・社会保障の改正が進むと、私たちの暮らし向きは、どの程度変わっていくのだろうか。手取り

まず現役世代の14年の暮らしは、児童手当の臨時増額（子育て臨時給付金）の影響を受ける。消費税率8%への引き上げ時の逆進性対策と

29のモデル世帯すべてで実質可処分所得が減少するが、減り方は家族構成や年収によって大きく異なる。

29のモデル世帯すべてで実質可処分所得が減少するが、減り方は家族構成や年収によって大きく異なる。

4月に年金支給額の引き下げ、6月に住民税均等割の引き上げ、2016年からは給与所得控除の段階的な引き下げ、さらに毎年の厚生年金保険料の引き上げと、消費増税以外にも、家計にマイナス影響を与える制度改正が連発する。

29のモデル世帯すべてで実質可処分所得が減少するが、減り方は家族構成や年収によって大きく異なる。

消費増税が家計に重くのしかかる — 家族構成・年収別の家計の変化 —

世帯年収	2013年		2014年		2015年			2016年			
	実質可処分所得(万円)	実質可処分所得(万円)	2013年比増減額(万円)	2013年比増減率(%)	実質可処分所得(万円)	2013年比増減額(万円)	2013年比増減率(%)	実質可処分所得(万円)	2013年比増減額(万円)	2013年比増減率(%)	
●夫・正社員、妻・専業主婦、子2人(片働き) 											
300万円		268.10	265.31	▲2.79	▲1.04	260.55	▲7.55	▲2.81	257.43	▲10.67	▲3.98
500万円		419.78	414.30	▲5.48	▲1.31	407.94	▲11.84	▲2.82	403.00	▲16.78	▲4.00
800万円		626.02	617.06	▲8.96	▲1.43	608.68	▲17.34	▲2.77	601.46	▲24.56	▲3.92
1000万円		738.72	725.76	▲12.96	▲1.76	718.15	▲20.57	▲2.79	709.55	▲29.17	▲3.95
1500万円		1,051.30	1,033.58	▲17.72	▲1.69	1,023.46	▲27.84	▲2.65	1,006.99	▲44.31	▲4.21
2000万円		1,317.64	1,294.27	▲23.37	▲1.77	1,280.85	▲36.79	▲2.79	1,261.70	▲55.94	▲4.25
●夫・正社員、妻・パート、子2人(パート共働き) 											
400万円	夫300 + 妻100	367.20	362.78	▲4.42	▲1.20	357.12	▲10.08	▲2.75	352.97	▲14.23	▲3.88
600万円	夫500 + 妻100	518.88	511.77	▲7.11	▲1.37	504.51	▲14.37	▲2.77	498.53	▲20.35	▲3.92
900万円	夫800 + 妻100	725.12	714.52	▲10.60	▲1.46	705.25	▲19.87	▲2.74	696.96	▲28.16	▲3.88
1100万円	夫1000 + 妻100	837.82	823.23	▲14.59	▲1.74	814.72	▲23.10	▲2.76	805.04	▲32.78	▲3.91
●夫・正社員、妻・正社員、子2人(正社員共働き) 											
800万円	夫500 + 妻300	651.63	642.03	▲9.60	▲1.47	633.24	▲18.39	▲2.82	625.59	▲26.04	▲4.00
1000万円	夫500 + 妻500	801.56	789.33	▲12.23	▲1.53	779.01	▲22.55	▲2.81	769.60	▲31.96	▲3.99
1300万円	夫800 + 妻500	1,003.74	988.05	▲15.69	▲1.56	975.69	▲28.05	▲2.80	964.00	▲39.74	▲3.96
1600万円	夫800 + 妻800	1,205.93	1,186.76	▲19.17	▲1.59	1,172.38	▲33.55	▲2.78	1,158.41	▲47.52	▲3.94
1800万円	夫1000 + 妻800	1,318.63	1,295.47	▲23.16	▲1.76	1,281.86	▲36.77	▲2.79	1,266.49	▲52.14	▲3.95
2000万円	夫1000 + 妻1000	1,443.33	1,417.95	▲25.38	▲1.76	1,403.04	▲40.29	▲2.79	1,386.17	▲57.16	▲3.96
●未婚の正社員(単身) 											
300万円		240.84	236.52	▲4.32	▲1.79	233.96	▲6.88	▲2.86	231.12	▲9.72	▲4.04
500万円		391.87	384.92	▲6.95	▲1.77	380.81	▲11.06	▲2.82	376.20	▲15.67	▲4.00
800万円		595.29	584.83	▲10.46	▲1.76	578.70	▲16.59	▲2.79	571.78	▲23.51	▲3.95
1000万円		721.07	708.38	▲12.69	▲1.76	700.92	▲20.15	▲2.79	692.49	▲28.58	▲3.96
●夫・正社員、妻・正社員、子なし(DINKs) 											
600万円	夫300 + 妻300	481.69	473.05	▲8.64	▲1.79	467.92	▲13.77	▲2.86	462.24	▲19.45	▲4.04
800万円	夫500 + 妻300	632.72	621.45	▲11.27	▲1.78	614.77	▲17.95	▲2.84	607.32	▲25.40	▲4.01
1000万円	夫500 + 妻500	783.75	769.85	▲13.90	▲1.77	761.63	▲22.12	▲2.82	752.41	▲31.34	▲4.00
1300万円	夫800 + 妻500	987.17	969.75	▲17.42	▲1.77	959.51	▲27.66	▲2.80	947.98	▲39.19	▲3.97
1600万円	夫800 + 妻800	1,190.58	1,169.66	▲20.92	▲1.76	1,157.40	▲33.18	▲2.79	1,143.56	▲47.02	▲3.95
●年金暮らしの夫婦 											
240万円	夫180 + 妻60	226.42	222.24	▲4.18	▲1.85	218.00	▲8.42	▲3.72	219.05	▲7.37	▲3.26
360万円	夫288 + 妻72	316.15	306.12	▲10.03	▲3.17	303.35	▲12.80	▲4.05	300.28	▲15.87	▲5.02
●年金暮らしの女性(単身) 											
180万円		176.77	172.78	▲3.99	▲2.26	170.47	▲6.30	▲3.56	171.99	▲4.78	▲2.70
240万円		236.62	230.79	▲5.83	▲2.46	228.05	▲8.57	▲3.62	229.66	▲6.96	▲2.94

利になるよう、設計されている。子どもが2人いる4人世帯の場合、夫婦のうち一方の年収が960万円を超えれば、所得制限によって児童手当が減額される。一方、夫婦の年収が500万円ずつなら、世帯収入が1000万円でも所得制限に引っかけられない。

児童手当の臨時増額(14年の時限措置)も同じ仕組みだ。同じ年収1000万円でも、夫だけが働く片働き世帯と、夫も妻も正社員として働く正社員共働き世帯では、14年の手取りの差が60万円を超える。

今回の試算には反映していないが、高校無償化の見直しの動きも今後影響してくるだろう。

文部科学省の案では、同じ世帯年収1000万円でも片働き世帯は所得制限を受け、共働き世帯は所得制限の対象にならない。安倍晋三政権が女性活用を成長戦略に掲げていることから、共働き優遇の流れが加速するのは必至だ。

一連の制度改正は、現役を引退した高齢者にも影響する。年金生活者は消費増税に加え、年金減額の影響も受ける。簡素な給付措置、年金生活者支援給付金といった給付があるかどうかで、暮らし向きは大きく変わる。

以下、それぞれのケース別に、詳細を見ていこう。



case
1
片働き
世帯年収800万円
(夫・正社員／妻・専業主婦)

専業主婦はぜいたく？ 3年後には赤字転落も

2013年実質可処分所得：626.02万円

	2014年	2015年	2016年
実質可処分所得	617.06	608.68	601.46
2013年比	▲8.96 (▲1.43%)	▲17.34 (▲2.77%)	▲24.56 (▲3.92%)
消費税率引き上げによる負担	▲9.99	▲15.34	▲21.65
厚生年金の保険料増加	▲1.41	▲2.83	▲4.24
児童手当の臨時増額	2.00	—	—
その他	0.44	0.83	1.33

夫

が年収800万円の会社員、妻が専業主婦で、3歳以上中学生以下の子ども2人がある。まず、ケース1の片働き4人世帯から、見ていこう。

負担増減の内訳(13年比)を見ると、消費税率引き上げの影響が大きいたくが一目でわかる。

消費税率は、14年は5%と8%(4月～)の期間があり、15年は8%と10%(15年10月～)の期間がある。16年は1年間を通して10%だ。消費税率引き上げによる負担は、3年かけて段階的に増えていくことになる。

厚生年金の保険料増加も家計を圧迫する。

さまざまな控除がある所得税と異なり、厚生年金の保険料は基本的に

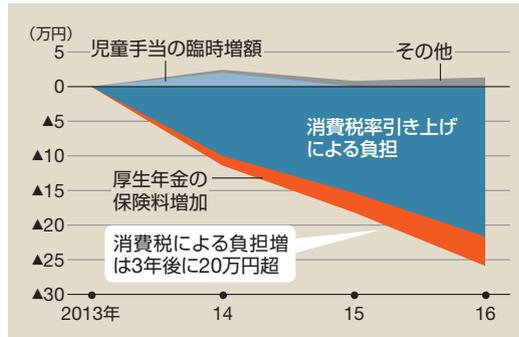
給与や賞与の全額に対して保険料率を掛けて算出される。保険料率の引き上げ幅は、年0・354%(会社員の負担分は0・177%)と小さく見えるが、17年まで毎年引き上げられるため、影響は小さくない。

14年には2万円の児童手当の臨時増額があることもあり、13年比の実質可処分所得の減少は、8・96万円(1・43%)にとどまる。しかし、消費税率が10%に引き上げられる際にも、給付があるかどうかはわからない。給付措置が設けられなければ、ケース1の16年の実質可処分所得は、13年比で24・56万円(3・92%)も減少する。

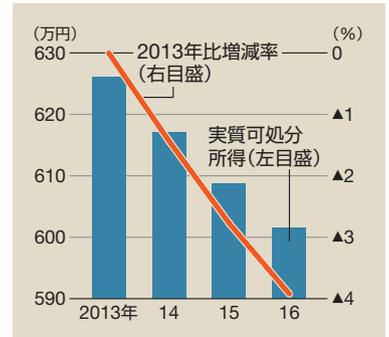
これは、ケース1の世帯が16年に13年と同額の消費をするならば、13年の時点で家計が25万円以上赤字になる

給与や賞与の全額に対して保険料率を掛けて算出される。保険料率の引き上げ幅は、年0・354%(会社員の負担分は0・177%)と小さく見えるが、17年まで毎年引き上げられるため、影響は小さくない。

■ 今年児童手当の臨時増額があるが… —負担増減の内訳(13年比)—



—実質可処分所得の変化—



なっていないと、16年には赤字に転落することを意味する。13年時点で収支トントンか赤字幅が25万円未満なら、収入を増やすか、支出を減らす必要がある。

13年に家計の赤字が25万円以上だったとしても、今後の教育費の増加を考えれば、少しでも収支を改善したいところだ。ケース1を基準に、夫の年収が増えた場合、妻がパート

として働きに出た場合を、ケース2と3で見えていこう。

夫

が年収1000万円プレーヤーとして、家計を支える片働き世帯にとって、これからは受難の時代かもしれない。年収1000万円前後の会社員は、税や社会保障の負担増を集中的に強いられることになるからだ。ケース2は、ケース1と同じ片働き世帯だが、年収は200万円多く1000万円となる。

影響が大きいのが、児童手当の所得制限だ。夫婦2人、子ども2人の4人世帯の場合、夫婦のうち一方が年収960万円以上で、所得制限の対象となる。所得制限に引っ掛かると、子ども1人当たりで月1万円の児童手当が、月5000円まで減らされる。

所得制限があると、14年の時限措置である1万円分の子育て臨時給付金も、もらえない。14年時点における、年収1000万円の片働き4人世帯の実質可処分所得の減少は、13年比で12・96万円(1・75%)。金額も比率もケース1の世帯年収800万円の世帯より大きい。

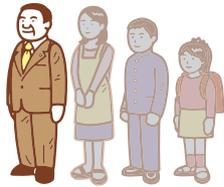
ケース1と実質可処分所得を比較すると、片働きの会社員が昇進などで年収を800万円から1000万円に増やした場合の家計を、イメージすることができる。14年時点で比

case
2

片働き

世帯年収1000万円

(夫・正社員／妻・専業主婦)



高所得層を苦しめる 所得制限の壁

2013年実質可処分所得：738.72万円

		(万円)		
		2014年	2015年	2016年
実質可処分所得		725.76	718.15	709.55
2013年比	増減額	▲12.96	▲20.57	▲29.17
	(増減率)	(▲1.76%)	(▲2.79%)	(▲3.95%)
消費税率引き上げによる負担		▲11.76	▲18.10	▲25.54
厚生年金の保険料増加		▲1.77	▲3.54	▲5.31
児童手当の臨時増額		—	—	—
その他		0.57	1.07	1.68

同じ世帯年収でも 所得税率で差がつく

ちなみに、世帯年収が同じ1000万円前後で負担が急増するとなれば、ケース1の夫が昇進を目指して仕事に励むモチベーションは、下がるかもしれない。

べると、年収が200万円増えても、実質可処分所得は108万7000円しか増えない。
もし、4月に高校に入学する子どもがいる場合、高校無償化にも所得制限がかけられる。夫婦のうち一方が年収910万円を超えると、授業料が年間12万円程度高くなる。17年からは、年収1000万円超の社員の給与所得控除が縮小され、所得税や住民税の負担も増す。
年収1000万円前後で負担が急増するとなれば、ケース1の夫が昇進を目指して仕事に励むモチベーションは、下がるかもしれない。

所得税は個人単位の累進課税であるため、年収1000万円の人の所得税率は最高20%となるが、年収500万円の人の所得税率は最高10%で済む。この税率の差によって、所得税負担が大きく変わってくるのだ。

13年時点で比較すると、ケース2の実質可処分所得が738・72万円であるのに対し、夫婦ともに正社員(夫500万円、妻500万円)の場合は同801・56万円と、62・84万円も多い(41%表)。14年はその差がさらに拡大して、63・57万円にもなる。
所得税は個人単位の累進課税であるため、年収1000万円の人の所得税率は最高20%となるが、年収500万円の人の所得税率は最高10%で済む。この税率の差によって、所得税負担が大きく変わってくるのだ。

専業主婦の妻が、フルタイム勤務は無理でもパートとして働く時間が作れるなら、片働き世帯はぜひ検討すべきだろう。
ケース3は、会社員の夫が年800万円、妻がパートとして年1000万円を稼ぐ、世帯年収900万円の家庭だ。ケース1と比較すると、夫の年収が800万円のまま、専業主婦だった妻がパートとして働きに出た場合のシミュレーションができる。
ケース3の前提として、妻の年収は130万円未満なので、妻自身は厚生年金に加入していない。このため妻の収入は、厚生年金の保険料率引き上げの影響を受けない。また、妻(配偶者)の年収が103万円以下で受けられる配偶者控除の基準も、満たしている。

ケース1とケース3の14年時点の実質可処分所得を比べると、97・46万円の差がある。ケース3で妻の収入から天引きされるのは、住民税と雇用保険料を合わせ1万円程度で、約99万円が手取りの増加になる。ケース1と比べ、家計にはかなり余裕が生まれるとみられる。
さらにケース2と比較して、実質可処分所得がさほど変わらない点にも注目したい。
ケース2は世帯年収が1000万円、ケース3は世帯年収が900万円だが、14年の実質可処分所得の差は11万円強にすぎない。専業主婦の妻が100万円稼ぐと、会社員の夫が年収を200万円増やすのとはほぼ同じだけ、暮らし向きを改善させられるのだ。

case
3

パート共働き

世帯年収900万円

(夫・正社員800万／妻・パート100万)



“妻の100万円”は “夫の200万円”

2013年実質可処分所得：725.12万円

		(万円)		
		2014年	2015年	2016年
実質可処分所得		714.52	705.25	696.96
2013年比	増減額	▲10.60	▲19.87	▲28.16
	(増減率)	(▲1.46%)	(▲2.74%)	(▲3.88%)
消費税率引き上げによる負担		▲11.57	▲17.77	▲25.09
厚生年金の保険料増加		▲1.41	▲2.83	▲4.24
児童手当の臨時増額		2.00	—	—
その他		0.38	0.73	1.17

未

婚で一人暮らしの会社員は、国はあまり目をかけてくれなさそうだ。

ケース4の単身世帯では、14年から16年にかけての負担増が、ほぼ年収に比例している。消費税率は年収にかかわらず一律に引き上げられ、厚生年金の保険料も年収1000万円までの範囲では、年収に沿って増加する。

左図は年収500万円の単身世帯の実質可処分所得の推移を示している。実質可処分所得の減少率は、単身世帯においては年収によらず、ほとんど同じだ（41表）。

単身世帯の場合、消費税率引き上げに伴う、国からのバックアップが期待できない。ケース1やケース3では14年に児童手当の臨時増額があ

るが、単身世帯にはこうした逆進性緩和の措置がないのだ。15年10月、消費税率が10%に引き上げられる際も、給付は期待できそうにない。

とはいえ一般的に、単身世帯の家計には余裕がある。総務省の「家計調査」(12年)によれば、単身の勤労者世帯の平均で、税込み年収は385万円、手取りは317万円だが、手取りのうち3分の1以上に当たる114万円を貯蓄に回している。

消費増税は痛い、家計に与える影響はそれほどでもないのかもしれない。収支に余裕があるならすべて預貯金として寝かせておくのはもったいない。14年から始まったNISA(少額投資非課税制度)を活用するなどし、結婚や住宅取得に向けた資産を蓄えておくのも一法だ。

case 4

単身世帯年収500万円
(未婚の正社員)



逆進性対策がない 単身世帯の憂鬱

2013年実質可処分所得：391.87万円

		2014年	2015年	2016年
実質可処分所得		384.92	380.81	376.20
2013年比	増減額 (増減率)	▲6.95 (▲1.77%)	▲11.06 (▲2.82%)	▲15.67 (▲4.00%)
消費税率引き上げによる負担		▲6.24	▲9.60	▲13.54
厚生年金の保険料増加		▲0.88	▲1.77	▲2.65
その他		0.17	0.31	0.52

夫婦とも正社員として働いており子どもがいない場合、夫婦それぞれの税や社会保険料の負担は結婚の前でまったく変わらない。扶養配偶者も子どももいないため、配偶者控除などの調整もない。

「控除」は少ないが 支出は抑えられる

夫婦とも正社員として働いており子どもがいない場合、夫婦それぞれの税や社会保険料の負担は結婚の前でまったく変わらない。扶養配偶者も子どももいないため、配偶者控除などの調整もない。

case 5

DINKs
世帯年収1300万円
(夫・正社員800万/妻・正社員500万)



余裕ある今のうちに 貯蓄と投資が吉

2013年実質可処分所得：987.17万円

		2014年	2015年	2016年
実質可処分所得		969.75	959.51	947.98
2013年比	増減額 (増減率)	▲17.42 (▲1.77%)	▲27.66 (▲2.80%)	▲39.19 (▲3.97%)
消費税率引き上げによる負担		▲15.71	▲24.18	▲34.13
厚生年金の保険料増加		▲2.29	▲4.60	▲6.89
その他		0.58	1.12	1.83

DINKs世帯では、結婚によって収入が足し算されることになる。14年時点のケース5の実質可処分所得969・75万円は、単身の年収800万円世帯と年収500万円世帯の実質可処分所得(それぞれ584・83万円、384・92万円)を、単純に足した金額だ。

一方、支出は結婚前の合計より、少なくなる。家賃や光熱費、食費などの項目で規模のメリットが働き、独身時代に別々に支払っていたときに比べて、安く済むことが多い。統計はないものの、DINKs世帯は、単身世帯よりもさらに収支に余裕が生まれそう。

ただ、今後子どもが生まれれば、教育費など支出が急増する。共働きを続けるにしても産休や育休の間は収

case
6

年金暮らしの夫婦
世帯年収360万円
(夫288万/妻72万)

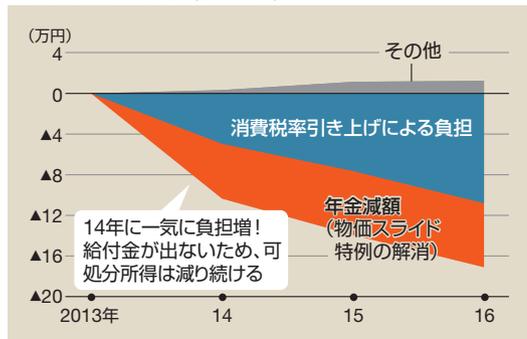


年金減と消費増税が 家計をダブルで直撃

2013年実質可処分所得：316.15万円

		2014年	2015年	2016年
実質可処分所得		306.12	303.35	300.28
2013年比	増減額 (増減率)	▲10.03 (▲3.17%)	▲12.80 (▲4.05%)	▲15.87 (▲5.02%)
消費税率引き上げによる負担		▲4.96	▲7.64	▲10.81
年金減額(物価スライド特例の解消)		▲5.40	▲6.30	▲6.30
その他		0.33	1.14	1.24

消費税アップでも給付措置の対象外 —負担増減の内訳(13年比)—



年 金暮らしの夫婦は、消費税率引き上げに伴う給付を受けられるかどうかで、暮らし向きが大きく変わってくる。

ケース6は、夫が現役時代に会社員で年収が比較的高く、妻は専業主婦だったという、高齢夫婦の家計である。夫の年金が年288万円、妻の年金が72万円、合計の年収は360万円と、年金暮らしにしては収入が多い。

この世帯は消費増税と公的年金減額のダブルパンチを受ける。

年金が多めの世帯は 緩和措置の対象外

消費税率引き上げ時には、年金生活者向けの対策が行われる。

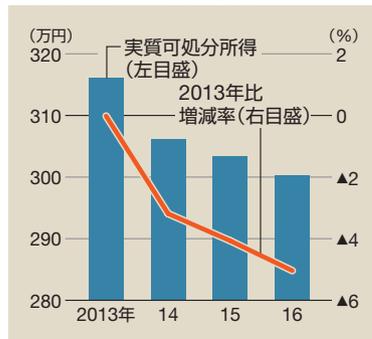
14年には、「簡素な給付措置」として、年金生活者に1人当たり1万5000円が支給される。消費税率が10%になる15年10月からは「年金生活者支援給付金」の支給も始まる。だがいずれの措置も、世帯全員

入が大きく減り、復帰後も出産前の収入に戻らないケースがままある。子どもの教育費や住宅資金などを、余裕のある今のうちからコツコツと蓄えておきたい。

年金暮らしの夫婦は、消費税率引き上げに伴う給付を受けられるかどうかで、暮らし向きが大きく変わってくる。

公的年金の支給額は13年10月分(支給月では12月分)から1%引き下げられている。14年4月分(支給月では6月分)からはさらに1%引き下げられる。14年は計2%も年金支給額がダウンする状況で、消費税率8%への引き上げに直面することになるのだ。

—実質可処分所得の変化—



の住民税非課税などが条件となり、ケース6のように年金支給額が多い世帯は対象外だ。

結果として、年金を多く支給されているケース6は、14年における実質可処分所得の減少率(13年比)が3.17%と、試算した29パターン(41ページ表)の中で最も大きくなる。試算には含まれていないが、年金額が多い世帯では介護保険の利用時の自

少子高齢化が進み、社会保障費が増大していく中、現役世代が高齢者を一律に支える施策には限界が来ている。消費税率引き上げで物価が上がっても、それに連動して年金支給額が増やせるような状況ではない。今後は現役世代だけではなく、所得や資産の多い高齢者にも、応分の負担が求められるようになる。

己負担割合を1割から2割に引き上げることが検討されており、実施されれば影響は小さくない。

ケース6では、家計の収支が13年時点とトントンなら、14年以降、13年と同じ水準の消費をしていると、貯蓄を取り崩しながらの生活になるだろう。取り崩しを減らすには、無駄な支出を減らすなど、生活面の工夫が必要だ。

なお、41ページで示した、年収240万円(夫180万円、妻60万円)の年金暮らしの夫婦や、年収240万円以下の年金暮らしの単身女性世帯には、簡素な給付措置として、14年に1人当たり1万5000円が支給される。15年10月からは年金生活者支援給付金も支給されるため、16年時点では年金減額分が給付金でほぼ相殺される。

これえだ・しゅんご ●2008年、大和総研入社。税・社会保障制度を研究著書に『徹底シミュレーション あなたの家計はこう変わる!』(日本法令刊)